

第二期柏市子ども・子育て支援事業計画の 骨子について

令和元年度第3回柏市子ども・子育て会議
(令和元年9月4日)

「子ども・子育て支援事業計画」とは？

子ども・子育て支援制度の目的

～「子どもの最善の利益」のために～

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、
子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより、
一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するもの



すべての子育て家庭の「親育ち」の過程を支援

障害、虐待、貧困などの事情を持つ子ども・家族を含め、すべての子ども・子育て家庭が対象。また、保護者（親）が親として成長していく「親育ち」の過程を支援していくことが必要。

行政の役割・社会の役割

行政は子ども・子育て支援を質・量ともに充実。社会すべての構成員はその重要性を理解・協働し、各々の役割を果たす。

市町村（柏市）ですべきこと

子ども・子育て支援給付（現金給付と教育・保育給付）を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

⇒質の高い教育・保育*1と地域子ども・子育て支援事業*2の提供体制を計画的に確保し、利用を支援する。

*1教育・保育：認定こども園、認可保育園、幼稚園といった施設で未就学児に対して行う教育や保育のこと。

*2地域子ども・子育て支援事業：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する子ども・子育て支援法59条に定める事業

計画の全体構成（案）

第1章 計画の概要

- 1 策定の背景
- 2 策定の目的
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間

第2章 柏市の子育てを取り巻く現状と課題

- 1 人口等の状況
- 2 子ども及び子育ての状況
- 3 子育て支援に係る取組みの状況

第3章 柏市における子ども・子育て支援の方向性

- 1 基本理念
- 2 施策展開の方向
- 3 施策体系

第4章 施策の内容

第5章 施策の推進体制

参考資料

第1章 計画の概要

1 策定の背景 ～なぜ、この計画を策定するのか～

- ・子ども・子育て支援新制度の導入から5年がたち、何が変わり、何が変わらなかったのか。
- ・柏市の子どもと子育ての現状を捉えなおし、これまでの子ども・子育て支援の再検証とこれから求められる施策を記す計画であることを示す。

2 策定の目的 ～この計画は何を目指すのか～

- ・子ども・子育て支援の方向性を社会全体で共有すること
- ・子ども・子育て支援に係る様々な取組みの指針となること
- ・柏市の実情を踏まえた子ども・子育て支援を推進すること

3 計画の位置付け ～国の施策や上位計画のどの部分にあたるのか～

- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画であること⇒ **6ページ参照**
- ・柏市第5次総合計画(平成28～令和7年度)を上位計画とする、分野別計画(子ども・子育て支援分野)として位置付けられる計画であること
- ・他の計画(下記)と調和が保たれたものとする

『柏市地域健康福祉計画』

『柏市生涯学習推進計画』

『ノーマライゼーションかしわプラン』

『柏市健康増進計画』

『柏市教育振興計画』

『柏市ひとり親家庭等自立促進計画』

『柏市男女共同参画推進計画』

『柏市母子保健計画』

第1章 計画の概要

4 計画期間 ～いつからいつまでの計画なのか～

・5年間(令和2～6年度)

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	柏市第五次総合計画									
柏市子ども・子育て支援事業計画					第2期柏市子ども・子育て支援事業計画					
					現委員任期 (R1.9～R3.8)					
柏市放課後子ども総合プラン					新・柏市放課後子ども総合プラン					
第三次柏市男女協働参画推進計画 (前期)										
ノーマライゼーションかしわプラン (第3期柏市障害者基本計画 (中期計 画)・第4期柏市障害福祉計画)			ノーマライゼーションかしわプラン (第3期柏市障害者基本計画 (後期計 画)・第5期柏市障害福祉計画)							
第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画					第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画					

計画の位置付け・記載事項

■基本指針について（子ども・子育て支援法第60条第1項）

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

■計画の作成について（子ども・子育て支援法第61条第1項）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

■計画の基本的記載事項について（子ども・子育て支援法第61条第2項）

- ①教育・保育の量の見込み, 提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み, 提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

■計画の任意記載事項について（子ども・子育て支援法第61条第3項）

- ①産後・育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保に関する事項
- ②児童虐待防止, ひとり親家庭支援, 障害児支援等に関する事項
- ③ワーク・ライフ・バランスに関する事項

第2章 柏市の子育てを取り巻く現状と課題

現行(第1期)計画策定時の課題を検証しながら、柏市の現在の子ども・子育てを取り巻く環境の現状と課題を確認する。

⇒ 『資料2 柏市の子育てを取り巻く現状と課題』を参照

1 人口等の状況

柏市の人口の概況(総人口や児童人口、世代の構成比など)から、子ども・子育てを取り巻く環境のおおよそをつかむ。

2 子ども及び子育ての状況

平成30年度に行った「柏市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を中心に、現在子育て中の方の子育てに関する感じ方や就労の状況などから課題を検証する。また、今後取り組んでいくべき課題について、確認をする。

3 子育て支援に係る取組みの状況

現行(第1期)計画の取組みの状況を確認する。

第3章 柏市における子ども・子育て支援の方向性

1 基本理念

柏市における子ども・子育て支援の方向性に関して、基本的な考え方を分かりやすい言葉で表現する。

2 施策展開の方向 ※施策...対策を立ててそれを実行すること、またはその策

柏市の子ども・子育て支援の方向性として、どこを(何を、どのような状態を)目指すのかを示す。第2章を踏まえた上で、具体的かつシンプルに表現することが、共有につながる。

3 施策体系

目指す姿を実現するための施策を、体系的に整理する。現行(第1期)計画をベースに、施策を再構築する。

第4章 施策の内容

1. 記載する事項

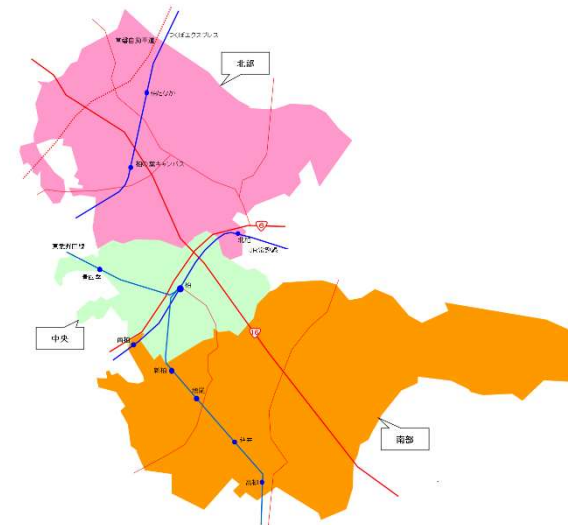
- 施策体系で示した各施策を進めるための主要事業の内容
- 指針に定める基本的記載事項

2. 主な内容

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」を現行(第1期)計画と同様に記載
- 計画の基本理念に基づく取り組みとして必要な施策(情報提供や子育て支援ネットワークなど)の方向性
- 任意記載事項(P6参照)などについては、「全ての子ども」を対象とするという理念を踏まえながら、記載方法を検討

3. ポイント

- 教育・保育提供区域(現行計画p.21参照)は、「北部」「中央」「南部・東部」の「3区域」(「南部・東部」は現行計画上は「南部」として区域分けしている地域)
- 教育・保育は、認定区分(現行計画p.20参照)ごとに量の見込み・確保方策を記載

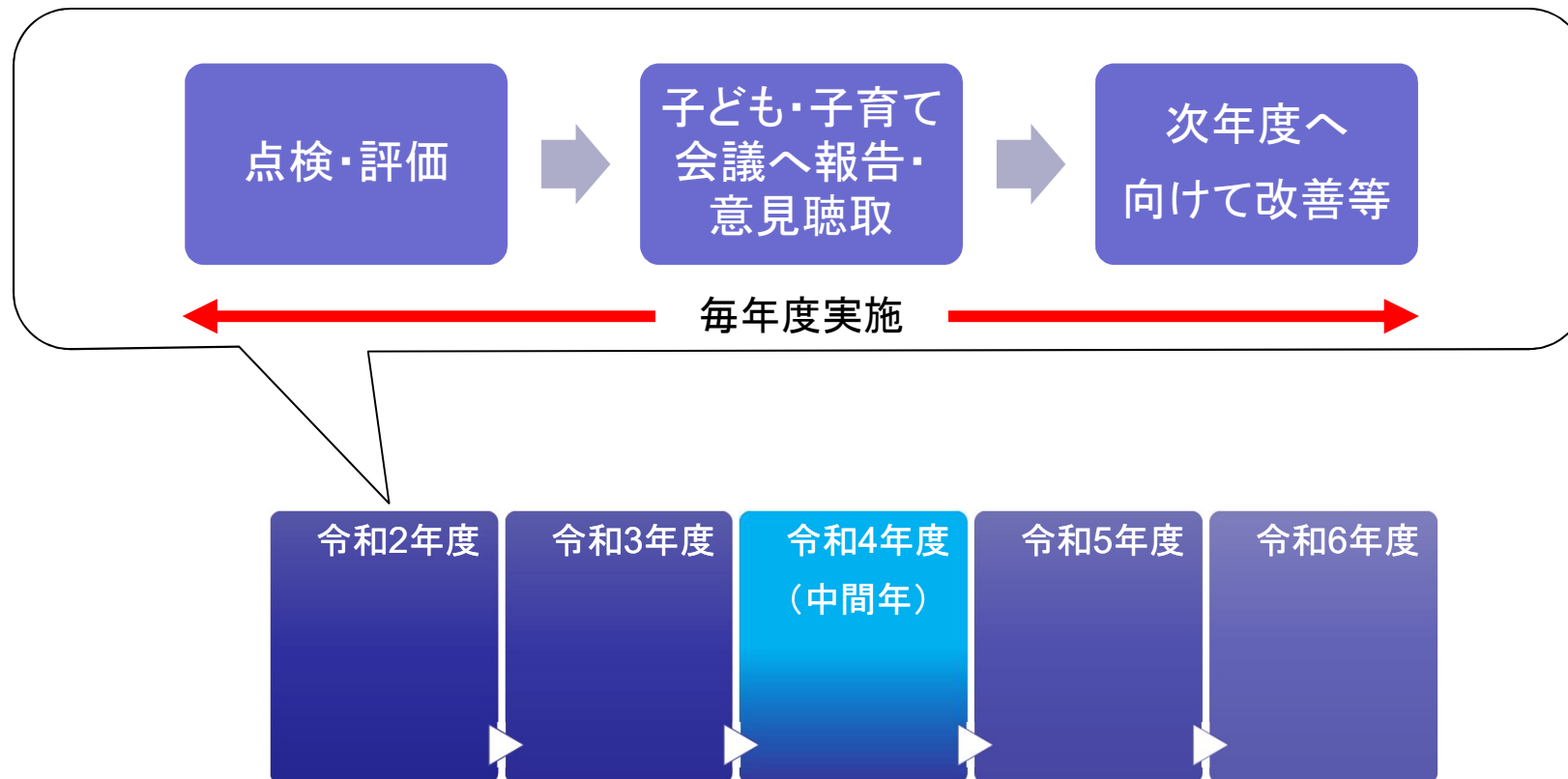


第5章 施策の推進体制

- ・施策の着実な推進のために、毎年度点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施する。
- ・計画開始後の実態が「量の見込み」等と大きくかい離するような場合には、必要に応じて、計画の見直しを行う(計画期間の中間年を目安⇒第2期は令和4年度)。

※R1改正事項:教育・保育だけでなく、地域子ども・子育て支援事業も中間年の見直しの要否の基準となる。

- ・点検・評価や計画の見直しに当たっては、子ども・子育て会議において意見を聞く。



* 子ども・子育て会議で審議すること *

～こういうときに子ども・子育て会議の意見をお聴きします～

○柏市子ども・子育て会議条例第2条「法第77条第1項各号に掲げる事務」



子ども・子育て支援法第77条第1項

- 1号 特定教育・保育施設(認定こども園・認可保育園)の**利用定員を定めよう**とするとき
- 2号 特定地域型保育事業(小規模保育事業A型, 居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業など)の**利用定員を定めよう**とするとき
- 3号 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は**変更しよう**とするとき
⇒諮問書参照(令和元年度第1回会議)
- 4号 子ども・子育て支援に関する**施策の総合的・計画的な推進**に関する事、またその**実施状況**